

－学生一時居住者用査証－

メキシコで180日以上4年未満お勉強される方のための査証です。

メキシコの教育担当機関「Sistema Educativo Nacional」に登録されている教育機関が対象です。私立の語学学校など、上記機関に登録がない可能性のある教育機関に所属される方は領事部までご相談下さい。

【必要書類】

1. 査証申請用紙1枚（下記のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://embamex.sre.gob.mx/japon/images/pdf/consulares/forvisaoct13.pdf>

2. 旅券（パスポートの原本と顔写真ページのA4コピー1部）

3. カラー写真1枚

- ・縦4cm x 3cm
- ・背景白（薄いグレー、ブルー不可。必ず白い紙くらい白いものを提出。）
- ・額と耳が出ていること。（少しでも前髪が額にかかっているものは不可。）
- ・眼鏡、アクセサリーなし

4. 入学許可書

下記項目の全てを入学許可書に記載してください。

記入必須事項のスペイン語版はこちらを[クリック](#)。

1) 留学生（申請者）の姓名

2) 勉学のレベル／専攻（例：大学レベル／語学）

・語学学校の場合・・・初級、中級、上級（Básico, Medio, Superior）などのレベルを書くこと。メキシコに行ってからテストを受けてレベルを決める場合はその旨を必ず記載すること。

・大学の場合・・・通常4年制大学の場合は「学士号」（Licenciatura, Nivel superior）という記載になります。

3) 履修課程の名称（例：語学コース）

留学コース（Programa de intercambio）といった表記ではなく、より具体的な勉強内容を記載する必要があります。

例) Programa de idioma español

Programa de ciencias sociales

- 4) 受講期間の開始日と終了日
- 5) 受講（履修コース）費用（costo de matrícula）
- 6) 大学（留学先）の正式名称、所在地などのデータ

※ 受講費用について、1) 日本側の企業が留学費等を負担する場合、留学先の受講費用（履修コース costo de matrícula :）を必ず明記してください。受講科目が未登録の場合でも、留学期間のおおよその受講費用を明記する必要があります。また、2) 派遣または交換留学（日本の大学で学費を納める）の場合には、「大学間の相互学費免除協定によりメキシコ側の学費が免除される」旨明記してください。

5. 経済証明として、A または B の書類を提出してください。

・申請者が25歳未満の場合のみ、保護者の経済証明を提出することが可能です。

■A：給与支払い額証明書または奨学金受領証明書

【記入すべき内容】：直近3ヶ月間、各月に7,304メキシコペソ以上（申請日のレートで日本円の額を計算して判断します。）以上の月収または奨学金を有することを証明し、毎月の給与金額明細を一覧表で示すこと。

※源泉徴収表は給与証明書と認められません。

※直近3ヶ月に申請する月は含まれません。

例) 8月に申請する場合・・・5月、6月、7月の給与額を証明。

※下記項目の全てを給与支払い額証明書に記載してください。

- 1) 会社名、会社の所在地.
- 2) 毎月の給与金額明細の一覧表(直近3か月分). *支払い月、支払額（円で）を明記すること。
- 3) 給与所得者の氏名、現住所・生年月日.
- 4) 証明書の発行日、代表者名、社判

■B：銀行残高証明

直近3ヶ月間にわたり各月の平均残高が73,040メキシコペソ以上（申請日のレートで日本円の額を計算して判断します。）であることを証明し、毎月の平均残高を一覧表で示すこと。

残高証明の原本として通帳の原本と各ページのコピーを提出して下さい。

※直近3ヶ月に申請する月は含まれません。

例) 8月に申請する場合・・・5月、6月、7月の平均残高を証明。

※残高証明は二口座以上を合算したもので構いません。

※下記項目の全てを残高証明の翻訳に記載し、A4サイズ1枚の書類にまとめること。

- 1) 銀行名・支店名
- 2) 名義・口座番号
- 3) 各月の平均残高の一覧表

4) 申請者の署名および印

※平均残高は以下の手順でご自分で計算して下さい。

例) 一月に3回取引があった場合

{ (一回目の残高) + (二回目の残高) + (三回目の残高) } ÷ 3

※翻訳の例はこちらを[クリックして下さい](#)。

(あくまで例ですので適宜修正を加えて下さい。)

注意事項

1. 全ての書類は原本とコピー1部を用意して下さい。
2. 日本語で書かれた全ての書類はスペイン語または英語の翻訳が必要です。
3. 申請者が25歳未満で親の給与証明又は銀行口座の証明を提出する場合の追加書類
 - 1)親子関係を証明できる書類(戸籍のの原本およびコピー1枚)
 - 2)1)の全訳
4. 申請者が25歳以上である場合、申請者本人の給与支払い額証明書か銀行口座証明または奨学金の証明等を提出してください。保護者の残高証明は受理できません。
5. 申請者が18歳未満の場合、申請の際、保護者(両親)も大使館に出頭する必要があります。

【備考】

1. 申請書類がそろいましたら、ビザ面接の予約のため当領事部までご連絡ください。(TEL: 03-3580-2961/2)
2. 留学生の場合、面接はスペイン語で行われます。